

大阪市水道事業管理規程第10号

大阪市水道局企業職員給与規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員給与規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p><u>（条例第6条第1項ただし書の局長が指定する職員）</u></p> <p><u>第15条 条例第6条第1項ただし書に規定する局長が指定する管理監督職員は、水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものとする。</u></p>	<p>（条例第6条第1項ただし書の局長が指定する職員）</p> <p><u>第15条</u> 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年大阪市条例第33号）附則第2項の規定により読み替えて適用する条例（以下「読替え後の条例」という。）第6条第1項ただし書に規定する局長が指定する管理監督職員は、次の各号に掲げる扶養手当の区分に応じ当該各号に定める職員とする。</p> <p>(1) 読替え後の条例第6条第2項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当 水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの</p> <p>(2) 読替え後の条例第6条第2項第6号に</p>

(扶養親族の承認基準)

第15条の2 条例第6条第2項に規定する局長の承認は、次に掲げる基準により行う。

[(1) 略]

(2) その扶養親族の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額1,300,000円未満(満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円未満)であること

(3) 条例第6条第2項第5号に掲げる者にあつては、前2号によるほか、障害の程度が労務に服することができない程度であること

[(4) 略]

(扶養手当の月額)

第16条 扶養手当の月額は、条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円(水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、3,500円)とする。

[2 略]

該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)に係る扶養手当 水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

(扶養親族の承認基準)

第15条の2 読替え後の条例第6条第2項に規定する局長の承認は、次に掲げる基準により行う。

[(1) 同左]

(2) その扶養親族の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額1,300,000円程度以下であること

(3) 読替え後の条例第6条第2項第5号に掲げる者にあつては、前2号によるほか、障害の程度が労務に服することができない程度であること

[(4) 同左]

(扶養手当の月額)

第16条 扶養手当の月額は、読替え後の条例第6条第2項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき11,500円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円(水道局企業職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものにあつては、3,500円)、扶養親族たる配偶者については1人につき3,000円とする。

[2 同左]

(扶養親族の届出)

第17条 新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、所定の扶養親族(異動)届によりその旨を速やかに局長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

[2 略]

3 第1項に規定する扶養親族(異動)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 被扶養者が、条例第6条第2項各号に掲げる親族であることを証明する書類

[(2)~(5) 略]

(6) その他局長が条例第6条第2項に規定する承認を与えるにつき必要と認める書類

[4 略]

(扶養手当の支給)

第20条 扶養手当の支給は、職員が新たに条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至ったときは、その事実の生じた日の属する月をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第17条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の

(扶養親族の届出)

第17条 新たに読替え後の条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、所定の扶養親族(異動)届によりその旨を速やかに局長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

[2 同左]

3 [同左]

(1) 被扶養者が、読替え後の条例第6条第2項各号に掲げる親族であることを証明する書類

[(2)~(5) 同左]

(6) その他局長が読替え後の条例第6条第2項に規定する承認を与えるにつき必要と認める書類

[4 同左]

(扶養手当の支給)

第20条 扶養手当の支給は、職員が新たに読替え後の条例第6条第1項の職員たる要件を具備するに至ったときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至ったときは、その事実の生じた日の属する月をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第17条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を

属する月の翌月から行うものとする。

[2 略]

3 前2項の規定にかかわらず、新たに職員になつた者が条例第6条第1項の職員たる要件を具備しているときは、その者が職員になつた日から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となつたとき（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子になつたときを除く。）は、その事実が生じた日の属する月から、それぞれ扶養手当の支給を開始し又は支給額を改定し、条例第6条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至つたとき（その者の誕生日が4月1日である者であるときを除く。）は、その事実が生じた日の前日の属する月をもつて扶養手当の支給を終わり又は当該月の翌月から支給額を改定する。

[4 略]

（通勤手当）

第21条 条例第7条に規定する通勤手当は、次に掲げる職員に対し支給する。

〔(1) 略〕

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（自転車、原動機付自転車、自動車その他これらに類するもの（本市の所有に属するものを除く。）をいう。以下「交通用具」という。）を使用することを常例とする職員（身体障害のため歩行が困難

受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

[2 同左]

3 前2項の規定にかかわらず、新たに職員になつた者が読替え後の条例第6条第1項の職員たる要件を具備しているときは、その者が職員になつた日から、特定扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子となつたとき（その者の誕生日が4月1日であるとき又は扶養親族たる子でない者が特定扶養親族たる子になつたときを除く。）は、その事実が生じた日の属する月から、それぞれ扶養手当の支給を開始し又は支給額を改定し、読替え後の条例第6条第2項第1号、第2号又は第4号に該当する扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至つたとき（その者の誕生日が4月1日である者であるときを除く。）は、その事実が生じた日の前日の属する月をもつて扶養手当の支給を終わり又は当該月の翌月から支給額を改定する。

[4 同左]

（通勤手当）

第21条 [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（身体障害のため歩行が困難な職員以外の職員であつて自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2

な職員以外の職員であつて交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、交通用具を使用することを常例とする職員（身体障害のため歩行が困難な職員以外の職員であつて交通機関等を利用せず、かつ、交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は交通用具の使用距離（以下「使用距離」という。）に応じて支給単位期間につき第6項又は第7項で定める額とする。

[削る]

[削る]

3 第1項第2号及び第3号に掲げる職員

キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（身体障害のため歩行が困難な職員以外の職員であつて交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離（以下「使用距離」という。）に応じて支給単位期間につき第4項又は第5項で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 使用距離に応じて支給単位期間につき、第4項又は第5項で定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

[新設]

で、交通用具（自転車を除く。）の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が局長が定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（局長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として局長が定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 次に掲げる額の合計額が55,000円を超える職員 [新設]  
の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- (2) 使用距離に応じて支給単位期間につき第6項に定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- (3) 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料

金に相当する額として第6項に定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

5 [略]

6 第2項の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額）とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

[(1) 略]

(2) 第1項第3号に掲げる職員のうちその者の運賃等相当額（支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額をいう。以下同じ。）を支給単位期間の月数で除した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が2,000円（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（以下「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に第3項第1号に定める額を加算した額）未満である職員（前号に掲げる職員及び交通機関等を利用せず、かつ、交通用具を

3 [同左]

4 第2項第2号の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（任期付職員等（地方公務員法第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額）とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

[(1) 同左]

(2) 第1項第3号に掲げる職員のうちその者の運賃等相当額（支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額をいう。以下同じ。）を支給単位期間の月数で除した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が2,000円未満である職員（前号に掲げる職員及び交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。） 2,000円と1箇月当たりの運賃等相当額との差額に支給

使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。) 2,000円 (駐車場等利用職員にあつては、その額に第3項第1号に定める額を加算した額)と1箇月当たりの運賃等相当額との差額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

7 第1項第2号に掲げる職員のうち、身体障害のため歩行することが著しく困難な職員(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で局長が定めるものに限る。)についての第2項の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に2,700円を加算した額(任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額)とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

8 [略]

(宿日直手当)

第27条 条例第11条の規定により支給する宿日直手当の支給額は、その勤務1回につき6,100円とする。ただし、局長が定める場合は、この額に800円を加算することができる。

単位期間の月数を乗じて得た額

5 第1項第2号に掲げる職員のうち、身体障害のため歩行することが著しく困難な職員(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で局長が定めるものに限る。)についての第2項第2号の使用距離に応じて支給単位期間につき定める額は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に定める額に2,700円を加算した額(任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して局長が定める額)とする。ただし、在宅勤務等手当が支給される職員にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

6 [同左]

(宿日直手当)

第27条 条例第11条の規定により支給する宿日直手当の支給額は、その勤務1回につき5,800円とする。ただし、局長が定める場合は、この額に800円を加算することができる。

(期末手当)

第28条 [略]

2 前項に定める期末手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、基準日以前の別に管理規程で定める期間（以下「調査対象期間」という。）における実勤務日数（所定の勤務日の日数から欠勤等の日数（欠勤その他の別に定める事由により所定の勤務日に勤務しなかつた日の日数をいう。以下同じ。）を減じた日数をいう。以下同じ。）の区分（第2号に掲げる職員にあつては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における実勤務日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で別に管理規程で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 期末手当基礎額に100分の126.25（別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

（別に管理規程で定める職員を除く。以下「課長級以上の職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の71.25（課長級以上の職員にあつては、100分の61.25）を乗じて得た額

[3～6 略]

(勤勉手当)

第29条 [略]

[2 略]

(期末手当)

第28条 [同左]

2 [同左]

(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 期末手当基礎額に100分の127.5（別表第1に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

（別に管理規程で定める職員を除く。以下「課長級以上の職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 期末手当基礎額に100分の72.5（課長級以上の職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額

[3～6 同左]

(勤勉手当)

第29条 [同左]

[2 同左]

<p>3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において別に管理規程で定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の212.5</u> (課長級以上の職員にあつては、<u>100分の252.5</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の102.5</u> (課長級以上の職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)</p> <p>[4 略]</p> <p>5 第1項に定める職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u> (課長級以上の職員にあつては、<u>100分の126.25</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> (課長級以上の職員にあつては、<u>100分の61.25</u>) を乗じて得た額</p> <p>[6・7 略]</p>	<p>3 [同左]</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の215</u> (課長級以上の職員にあつては、<u>100分の255</u>)</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の105</u> (課長級以上の職員にあつては、<u>100分の125</u>)</p> <p>[4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に<u>100分の107.5</u> (課長級以上の職員にあつては、<u>100分の127.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u> (課長級以上の職員にあつては、<u>100分の62.5</u>) を乗じて得た額</p> <p>[6・7 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(施行期日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(宿日直手当に関する経過措置)

2 この規程による改正後の大阪市水道局企業職員給与規程第27条の規定は、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じる宿日直手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた宿日直手当については、なお従前の例による。

(大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程の一部改正)

3 大阪市水道局臨時的任用職員の給与に関する規程(平成31年大阪市水道事業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手当) 第6条 職員には、常勤職員の例により、第2条に規定する手当を支給する。この場合において、給与規程第21条第6項中「任期付職員等(地方公務員法第26条の6第7項第1号又は育児休業法第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と、同条第7項中「任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と読み替えるものとする。	(手当) 第6条 職員には、常勤職員の例により、第2条に規定する手当を支給する。この場合において、給与規程第21条第4項中「任期付職員等(地方公務員法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員をいう。以下同じ。)にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と、同条第5項中「任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者」とあるのは「支給単位期間に職員」と読み替えるものとする。